

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)
第90条の 2 第 1 項の規定に基づき、市内で発生した災害により生じた被害の状況に対する罹災証明書及び被災証明書(以下「証明書」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第 2 条第 1 項第 1 号の規定による災害(火災を除く。)をいう。
- (2) 罹災 災害により市内で被害を受けたこと及びその被害をいう。
- (3) 居住 世帯員が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。
- (4) 住家 居住のために使用している建物で、市内に所在しているものをいう。
- (5) 住家以外の資産 住家以外の建物、建物に付随する外構、家財道具、自動車及び事業用資産で、市内に所在しているものをいう。
- (6) 罹災物件 罹災した住家及び住家以外の資産をいう。
- (7) 罹災者 自ら居住する住家又は自ら使用する住家以外の資産が罹災した者をいう。
- (8) 外観調査 罹災物件の外部の損傷状況を目視で把握し、傾斜、浸水深等を計測する調査をいう。
- (9) 立入調査 罹災者立会いのもと罹災物件に立ち入り、内部の罹災状況を目視で把握する調査をいう。
- (10) 実地調査 外観調査又は立入調査をいう。
- (11) 再調査 既に証明書を交付した罹災物件について、再度その罹災状況を調査することをいう。

(証明書の内容)

第 3 条 証明書の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 罹災証明書 法第90条の 2 第 1 項の規定に基づく被害の程度を証明する書面をいう。
- (2) 被災証明書 住家以外の資産について、罹災した事実を証明する書面をいう。

2 証明書は、災害による被害額及び被害の危険度は証明しないものとする。

（証明書の交付申請）

第4条 証明書の交付を受けようとする罹災者（以下「申請者」という。）は、証明書交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、公的身分証明書等を提示させること等により、当該申請者の本人確認を行わなければならない。

3 申請書の提出期限は、罹災した日の翌日（以下「基準日」という。）から起算して3月以内とする。ただし、3月以内に申請書を提出することができない相当の理由があると市長が認めた場合については、この限りでない。

4 罹災物件が申請者の所有でない場合については、申請者は申請書を提出することについて、あらかじめ所有者の承諾を得ておかななければならない。

（証明書の交付）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を確認し、次条に規定する実地調査を行い、罹災が認められ、かつ、その被害の程度が別表に定める認定基準に該当すると認められる場合には、住家にあつては罹災証明書（第2号様式）を、住家以外の資産にあつては被災証明書（第3号様式）を申請者に交付するものとする。

（実地調査）

第6条 実地調査は、立入調査により行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、外観調査により行うことができるものとする。

（1） 多数の証明書を短期間のうちに交付する必要がある場合

（2） 被害の状況により立入調査を要しないと判断する場合

2 前項の規定にかかわらず、申請者から罹災状況を示す写真（当該申請者が罹災した箇所を既に修復している場合にあつては、修復状況を示す写真及び当該修復の費用に係る請求書、領収書又は見積書）の提出があり、実地調査の必要がないと市長が認める場合は、これを省略することができる。

3 実地調査における被害の程度の認定については、災害に係る住家の被害認定基準運用指針（平成13年6月28日府政防第518号）に基づいて行うものとする。

（再調査）

第7条 罹災証明書の交付を受けた罹災者が、当該証明書により証明された事項について不服があるときは、当該証明書交付の日から起算して1月以内に、住家被害認定再調査申請書（第4号様式。以下「再調査申請書」という。）に交付を受けた全ての罹災証明書を添付して市長に提出しなければならない。ただし、再調査を申請することができる回数は1回とする。

2 市長は、前項の規定による再調査の申請があったときは、公的身分証明書等を提示させること等により、当該申請者の本人確認を行わなければならない。

3 市長は、再調査申請書を審査し、再調査の必要があると認めたときは、再調査が必要な箇所について実地調査を行い、罹災が認められた場合には、罹災証明書（第2号様式）を罹災者に交付するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、再調査を実施した罹災物件について罹災者から再び不服がある場合は、市長は特に再調査を行う必要があると認める場合に限り、1回を限度に再調査を実施することができるものとする。

（証明書の再交付）

第8条 第5条及び前条に規定する証明書の交付を受けた罹災者は、証明書を紛失し、又は破損した場合、証明書の再交付を受けたいときは、証明書再交付申請書（第5号様式。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、公的身分証明書等を提示させること等により、当該申請者の本人確認を行わなければならない。

3 再交付申請書の提出期限は、基準日から起算して1年以内とする。ただし、市長が特に必要であると認める場合については、この限りでない。

（代理人）

第9条 申請者に代わり、第4条、第7条及び前条に規定する手続を行うことができる者は、罹災者から委任を受けたものであって、申請書、再調査申請書又は再交付申請書の委任欄に代理人の氏名等を記載して市長に提出しなければならない。

（手数料）

第10条 証明書の交付に係る手数料は、免除する。

（その他）

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの（住家全部が倒壊、流出、埋没又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの）

大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のもの
半壊	住家がその居住のための基本的機能を一部喪失したもの（住家の損壊が甚だしいが、補修をすれば元どおりに再使用ができる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のもの）
準半壊	住家が半壊に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの
準半壊に至らない（一部損壊）	全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの
床上浸水	住家の床以上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊には至らないが、土砂等の堆積のため一時的にその住家を使用することができない程度のも
床下浸水	床上浸水には至らない程度に浸水したもの

備考1 この表において損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化が生じたことにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至った状態をいう。

2 この表において住家の床とは、住家の床組の上に張られた仕上げ面のことをいう。

3 集合住宅にあつては、原則として1棟全体で判定し、その判定結果をもって各住家の被害の程度として認定する。ただし、各住家間で明らかに被害の程度が異なる場合は、住家ごとに被害の程度を認定するものとする。

- 4 この表における被害の程度は，被害の危険度，被害額その他民事上の権利義務に係る事項を証明するものではない。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

南九州市長 様

証明書交付申請書

申請者 (世帯主)	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	

窓口に 来られた方 (申請者と同じ場 合は記入不要)	住所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

上記の者を代理人と認め、証明書交付申請書（再交付申請含む。）の提出、罹災証明書又は被災証明書の受領及び住家被害認定再調査の申請に関する権限を委任します。

委任者（署名又は記名押印）
_____ ㊞

罹災原因	
------	--

被災住家の所在地 (申請者住所と同じ場合は記入不要)	
-------------------------------	--

罹災状況	☐ 住家 ☐ 住家以外の資産 （以下に詳細を記入）
------	---

写真による 被害区分の判定 (※)	☐ 希望する（写真を添付） ☐ 希望しない
-------------------------	--

※ 以下の場合には、現地調査を省略し写真により被害区分を判定することが可能です。
写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
（「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない（一部損壊）」の判定となります。）

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

※ 写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

第2号様式（第5条関係）

交付番号 _____

罹災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	
------	--

被災住家の 所在地	
住家の被害の 程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない（一部損壊）
浸水区分	☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水 ☐ 該当なし

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

南九州市長



被災証明書

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹災原因	
------	--

被害を受けた資産（住家を除く）	
所在地	
資産の明細	

上記のとおり，相違ないことを証明します。

年 月 日

南九州市長



第 4 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名
電話番号

住家被害認定再調査申請書

南九州市罹災証明書等交付要綱第 7 条の規定により，以下のとおり住家被害について再調査を申請します。

罹災者との関係	☐ 本人（世帯主） ☐ 世帯員 ☐ 代理人	
代理人の場合	代理人氏名	
	住所	
上記の者を代理人と認め，証明書交付申請書（再交付申請含む。）の提出，罹災証明書又は被災証明書の受領及び住家被害認定再調査の申請に関する権限を委任します。 委任者（署名又は記名押印） 印		
再調査の対象	別紙「罹災証明書」記載の住家	
申請理由	☐ 外観調査にもとづく判定に不服があり，立入調査に基づく判定を求めるもの ☐ 立入調査にもとづく判定に不服があり，再調査を求めるもの ☐ その他（理由を記載してください。）	
添付書類	罹災証明書	

※ この申請書を提出の際は，この度の災害について南九州市が交付した全ての罹災証明書を添付してください（添付がない場合は，申請を受け付けることができません。）。

第 5 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住所
氏名
電話番号

証明書再交付申請書

南九州市罹災証明書等交付要綱第 8 条の規定により，以下のとおり証明書の再交付を申請します。

罹災者との関係	☐ 本人（世帯主） ☐ 世帯員 ☐ 代理人	
代理人の場合	代理人氏名	
	住所	
上記の者を代理人と認め，証明書交付申請書（再交付申請含む。）の提出，罹災証明書又は被災証明書の受領及び住家被害認定再調査の申請に関する権限を委任します。 委任者（署名又は記名押印） _____ ㊞		
交付番号		
再交付の理由		

第 1 号様式（第 4 条関係）

第 2 号様式（第 5 条関係）

第 3 号様式（第 5 条関係）

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 5 号様式（第 8 条関係）